

国都公景第 285 号  
国都環第 65 号  
令和 7 年 4 月 1 日

各都道府県知事  
各指定都市の長 あて

国土交通省都市局長  
(公 印 省 略)

#### 都市緑地法運用指針の改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）等が令和 7 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、「都市緑地法運用指針について」（平成 16 年 12 月 17 日付け国都公緑第 150 号国土交通省都市・地域整備局長通知）の一部を別紙のとおり改正しますので通知致します。

都市緑地法運用指針は、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれましては、引き続き、今後の都市緑地法の運用に際しての参考資料としてご活用頂きますよう、お願い致します。

都道府県におかれましては、貴管内関係市町村（指定都市を除く。）に対して本指針をご周知いただきますよう、お願い致します。

なお、本指針につきましては、国土交通省のホームページに掲載しておりますので、適宜ご活用頂きますよう、お願い致します。

（[https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\\_parkgreen\\_fr\\_000032.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000032.html)）

以上